

高槻市子ども計画(素案) パブリックコメント一覧

NO	章	ページ	項目	意見要旨	市の考え方及び対応	対応結果
1	序章	2	2 計画の位置付け	「上記に加え、既に他の法令等に基づき策定され、子ども施策に関連のある以下の個別計画については、それらを関連計画として位置付け、全体を子ども計画とします。」の文章において、「全体を子ども計画とします。」を「全体を広義の子ども計画とします。」に修正願います。	ご意見を踏まえ、「全体を高槻市における子ども計画とします。」に修正します。	修正
2	序章	3	3 計画の期間	「期間の途中で中間見直しを行うなど、必要に応じた取組を行います。」とありますが、中間見直しをするのかしないのか、判然としません。理由は後述しますが、本計画は現状のままでは不十分だと考えますので、必ず中間見直しを行う旨、明記してください。また、その際、子どもの意見を反映して見直すことも明記してください。	ご意見を踏まえ、「序章 5 計画策定及び推進に向けて」の項目中の「期間の途中においても必要に応じて計画の中間見直しを行うなど、」を「期間の途中において計画の中間見直しを行うなど、」に修正します。	修正
3	序章	3	3 計画の期間	本計画には「子どもの意見」について調査したデータが見られません。子ども基本法に基づく子ども施策についての計画である「子ども計画」としては不十分だと思いますが、なぜ、子どもの意見を調査していないのでしょうか。本項目に「子どもの意見を反映して、中間見直しを行う」旨を明記することをお願いします。		
4	序章	3	3 計画の期間	なんで計画の見直しが5年も先なのか。今、中学で不登校になっている子は支援が始まるころには社会人になってしまう。2,3年とかもっと短くしてほしい。		
5	序章	3	3 計画の期間	「必ず中間見直しを行う」よう明記されたい。また、子どもの意見を反映して見直すこともつけ加えてほしい。		
6	序章	3	3 計画の期間	中間見直しを必ずしてください。見直し時には、子ども達・現役保護者達の意見を必ず聞いて下さい。また、中間見直しの時期も明記すべきです。前向きで具体的なご回答をお願いします。		
7	序章	3	4 計画の対象	「ポスト青年期」の用語説明が必要 これ以外にも計画全体の中で説明の必要な用語がいくつか出てくるため、巻末に用語説明等が必要ではないか		
8	序章	4	5 計画の策定及び推進に向けて	そもそも、子ども基本法を守ってない。子どもたちのことを子どもたち抜きで決めている。なぜ来年に子どもの意見を聞くのか。後回しするのか。子どもの意見をもとに中間見直しを必ずやってほしい。	ご意見を踏まえ、「序章 5 計画策定及び推進に向けて」の項目中の「期間の途中においても必要に応じて計画の中間見直しを行うなど、」を「期間の途中において計画の中間見直しを行うなど、」に修正します。	
9	序章	4	5 計画の策定及び推進に向けて	中間見直しを行う時期を明記するとともに、その時期をできるだけ早期に設定すること。		
10	序章	4	5 計画の策定及び推進に向けて	4段落目「子ども基本法に基づく子ども施策に対する子ども等の意見の反映を適切に行いながら取り組んでいきます。」とありますが、どのように子どもの意見を反映して、計画を策定・推進していくつもりなのか、具体的な対応策を示してください。 本計画の策定段階で子どもの意見を取り入れることが、スケジュール上むずかしいとしても、計画の中間見直しに子ども意見をどのように反映させるかを、本計画策定までに検討し、本計画の中にその方法を明記してください。		
11	序章	4	5 計画の策定及び推進に向けて	最終段落に「子ども基本法に基づく子ども等の意見反映に適切に取り組むとともに、期間の途中においても必要に応じて計画の見直しを行うなど、本市の子どもみなさんの状況を適宜勘案しながら、時代に即した子ども施策に取り組んでいきます。」とありますが、どのように子どもの意見を反映して、計画を策定・推進していくつもりなのか、具体的な対応策を示してください。 本計画の策定段階で子どもの意見を取り入れることが、スケジュール上難しいとしても、計画の中間見直しに子ども意見をどのように反映させるかを、本計画策定までに検討し、本計画の中にその方法を明記してください。	計画の策定及び推進については、「序章 5 計画の策定及び推進に向けて」に記載のとおりで、項目中の「期間の途中においても必要に応じて計画の中間見直しを行うなど、」を「期間の途中において計画の中間見直しを行うなど、」に修正します。 なお、子ども等の意見反映の実手法については、次年度以降の本格的な実施に向け、国の資料等を参考に検討のうえ、附属機関の調査審議を経て決定してまいります。	修正
12	序章	4	5 計画の策定及び推進に向けて	今回の計画の作成に際して、子どもの意見を聴取・反映されたのであれば、その手順等を記載して下さい。未実施で、今後の施策の実施に当たって、子どもの意見を聴取・反映するのであれば、その方法・計画を記載して下さい。		
13	序章	4	5 計画の策定及び推進に向けて	どのような、計画を策定・推進していくつもりか具体策を明示していないのはなぜか。	計画の策定及び推進については、「序章 5 計画の策定及び推進に向けて」に記載のとおりです。	原案通り
14	1	5~21	第1章 全体	なぜ、図表についての説明が一切ないのでしょうか。 市がこのデータから何を読み取り、今後どのように活かそうと考えているのか、読み取ることができません。 おそらく、「2 計画の位置づけ1 (P2)」に示されている、「少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項、子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項」の3点に關係するデータが集められているのだろうと推測はしますが、第1章を読んでも、高槻市として、子ども・若者や子育てを取り巻く状況の何を問題と考え、それに対してどのように取り組むつもりなのか、計画策定の骨子がみえません。 すでに公開されている報告書と同じ内容であったとしても、今回の「子ども計画」策定に際して、調査の基本的な説明やその結果に対する解釈などを再度記載してほしいと考えます。		
15	1	5~21	第1章 全体	各資料に記載された情報について、それに対する評価や市としての解釈を示してください。また、それらが本計画にどのように関連しているのかを明確にしてください。		
16	1	5~21	第1章 全体	第1章を通して説明文がまったくなく、データの羅列にしか見えません。このデータから何を示したいのでしょうか。 おそらく、「2 計画の位置づけ1 (P2)」に示されている、「少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項、子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項」の3点に關係するデータが集められているのだろうと推測はしますが、第1章を読んでも、高槻市として、子ども・若者や子育てを取り巻く状況の何を問題と考え、それに対してどのように取り組むつもりなのか、計画策定の骨子がみえません。 すでに公開されている報告書と同じ内容であったとしても、今回の「子ども計画」策定に際して、調査の基本的な説明やその結果に対する解釈などを再度記載してほしいと考えます。	第1章は、施策の進捗状況を表すための指標としてお示ししているものになります。	原案通り
17	1	5~21	第1章 全体	市としては、本項目に掲載した調査データから、「子ども・若者・子育てを取り巻く状況」について、どのような課題があると認識したのか、また、過去の取り組みによって、どのような課題が解決されてきたのかと考えるのか、市としての分析や見解が分かるように説明がなされていないのはなぜですか。		
18	1	5~21	第1章 全体	一般的に、原点を0としていない図が多いため、増減の印象が実際とは異なってしまいます。そのため基本的に原点を0とすべき。また、世代間の人員数や世帯数がことなるため割合で表記すべきものが、実数で表記されているものが多すぎる。全体に見直すべき。 不登校、いじめなど義務教育過程の子ども状況のデータがまったく議論すらできないため不適切。教育委員会の管轄のデータを網羅すべき。	ご意見を踏まえ、13ページ「14 全国のいじめの認知件数」を「14 本市のいじめの認知件数・不登校の児童及び生徒数」に修正します。	修正

高槻市子ども計画(素案) パブリックコメント一覧

NO	章	ページ	項目	意見要旨	市の考え方及び対応	対応結果		
19	1	5~21	第1章 全体	12 全国のインターネット利用の状況 誰を対象にした(年齢、属性など)データなのか 14 全国のいじめの認知件数 1校当たりのとは小学校なのか中学校高校も含めるのか 16 本市の妊婦健康診査の利用状況 出生者数との対比などを合わせてみないと何を意味しているのか不明 17-20 児童施設の利用状況については、当該年度の施設数の変化も必要ではないか それぞれのグラフから読み取れることについての記述(短文でよいので)が必要だと思われる。	第1章は、施策の進捗状況を表すための指標としてお示ししているものになります。 なお、13ページの「14 全国のいじめの認知件数」は「14 本市のいじめの認知件数・不登校の児童及び生徒数」に修正します。	修正		
20	1	8	5 本市の女性の就労状況	世代間の人員数がことなると考えられるため割合で表記すべき。	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り		
21	1	9	7 子どもの人権について	世代別のクロス集計を載せてほしい。				
22	1	10	8 本市のひとり親世帯数の推移	全世帯数は不要。世帯数が増えているのに減っていることが良いことという話ではない。離婚や死別などを防ぐことが政策目的ではなく、人権上問題のある表現である。また割合で表記すべき。				
23	1	10	9 本市の生活保護受給母子世帯数の推移	母子世帯のみならず父子世帯も併記し、タイトルもひとり親世帯とすべき。また、割合で表記すべき。				
24	1	11	11 本市の児童扶養手当受給状況の推移	世代間の人員数がことなると考えられるため割合で表記すべき。				
25	1	13	14 全国のいじめの認知件数	いじめに関して、全国の認知件数は提示されているが、高槻市内の認知件数が明記されていないのはなぜか。 市独自のデータを示すことで、市の現状を正確に把握し、地域に合った具体的な対策をするきっかけになる。	ご意見を踏まえ、13ページ「14 全国のいじめの認知件数」を「14 本市のいじめの認知件数・不登校の児童及び生徒数」に修正します。	修正		
26	1	13	14 全国のいじめの認知件数	これでは施策につながらないため、高槻市のデータを必ず併記すべき。				
27	1	13	14 全国のいじめの認知件数	高槻市子ども計画第1章『子ども・若者や子育てを取り巻く状況』には、不登校や長期欠席者に関するデータが記載されていませんが、これはなぜでしょうか。				
28	1	13	14 全国のいじめの認知件数	高槻市子ども計画第1章『子ども・若者や子育てを取り巻く状況』には、不登校や長期欠席者に関するデータが記載されていない点が非常に残念です。不登校や長期欠席は、子どもたちが直面している重要な課題の一つであり、家庭や学校、地域社会が連携して取り組むべき重要な課題です。この現状を把握するためにも、高槻市における具体的なデータを提示する必要があります。たとえば、不登校児童・生徒の推移や支援体制の現状を明示することで、具体的な課題を共有し、効果的な政策立案につなげるべきです。今後の計画において、市内データを明記し、透明性のある資料作成をお願いしたいと思います。				
29	1	13	14 全国のいじめの認知件数	高槻市子ども計画第1章『子ども・若者や子育てを取り巻く状況』には、不登校や長期欠席者に関するデータが記載されていない点が非常に残念です。不登校や長期欠席は、子どもたちが直面している重要な課題の一つであり、家庭や学校、地域社会が連携して取り組むべき重要な課題です。この現状を把握するためにも、高槻市における具体的なデータを提示する必要があります。たとえば、不登校児童・生徒の推移や支援体制の現状を明示することで、具体的な課題を共有し、効果的な政策立案につなげるべきです。今後の計画において、市内データを明記し、透明性のある資料作成をお願いしたいと思います。				
30	1	13	14 全国のいじめの認知件数	今問題になっていることを詳しく書かずまわりのこと(親の注周辺のなこと)だけ書かれている。不登校の増加量は載せていない。不登校の状況は絶対に載せないといけない。学校への不満についても調査して載せないといけない。				
31	1	14	15 児童虐待相談対応件数	児童がいる世帯数を分母とした割合で表記すべき。			今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
32	1	15	18 本市の認定こども園の利用状況	1号の定員数を表すバーの色が、凡例の色と異なります。			ご意見を踏まえ、表の修正を行います。	修正
33	2	22	1 めざすもの	「たかつきはこどもの笑顔がどまんなか」というフレーズを一度も聞いたことがない。どこで言っていたのか。こどもが聞いていないことはまずい。			この表現を用いていた高槻市子ども・子育て支援事業計画だけでなく、今後は高槻市子ども計画についても市の広報誌やホームページを始めとする様々な機会を通じ情報提供を行うことで、めざすものの周知に努めてまいります。	原案通り
34	2	22	第2章 全体	高槻市固有の課題や特徴を反映した「高槻市子ども条例」のような独自の条例を策定することを、本計画の最も重要度の高い項目として位置づけてください。			今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
35	2	22	第2章 全体	基本理念や目指している方向性については、素晴らしいものが書かれてあると思います。もしも、実際に、これらを実現するべく市の職員が本気を出してくれたなら、高槻市民として、「子育てしやすい街」と宣伝できるようになるのではないかと、思います。 しかし、現実には、「仕事をしながら子育てするなら、高槻市はやめた方がいいよ」と助言せざるを得ない状況があります。市長が掲げる「子育てトップランナー都市」というイメージとはかけ離れた子育ての現実があるという市民の実感を、市長、副市長、及び市の職員は、重く捉えるべきと考えます。 本章では、大きな目標を掲げるのみならず、それを達成するために、この5年間で取り組むべき小さな達成目標をランク付けして示してほしいと思います。	本計画は、期間の途中において計画の中間見直しを行うなど、時代に即した子ども施策に取り組んでいくこととしており、その際の今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り		
36	2	22	第2章 全体	子どもの権利条約に基づけば、本計画の策定自体にも当事者である子どもの声を反映させる必要があります。どのように子どもたちの声を集めるのか、どのようにそれを反映していくのか、方針を明記してください。	子ども等の意見反映の実施手法については、次年度以降の本格的な実施に向け、国の資料等を参考に検討のうえ、附属機関の調査審議を経て決定してまいります。	原案通り		
37	2	23	2 基本理念	ちゃんと基本理念にもとづいて計画をつくってほしい。(3)はいつまでもとられていない。(4)も見直しで5年周期では困る。	ご意見を踏まえ、「序章 5 計画策定及び推進に向けて」の項目中の「期間の途中においても必要に応じて計画の中間見直しを行うなど、」を「期間の途中において計画の中間見直しを行うなど、」に修正します。 なお、子ども等の意見反映の実施手法については、次年度以降の本格的な実施に向け、国の資料等を参考に検討のうえ、附属機関の調査審議を経て決定してまいります。	修正		
38	2	23・26	2 基本理念及び計画体系のイメージ	23ページ 2. 基本理念 (2)について 子ども基本法の基本理念(第3条2)から 健全な成長及び発達並びに自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障される の二点を入れるべきである。 26ページ 項目の 「妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保」は「保健・医療・福祉の確保」に 「居場所づくり」説明が必要ではないか 例えば、「こどもが安心して過ごせる居場所づくり」などに	本計画の基本理念や計画に示す取組・施策に関する重要事項は、こども大綱を勘案して作成しています。	原案通り		
39	2	24	3 基本的な方針	基本方針は言っていることとやっていることが違すぎる。特に(1)と(2)を認識しているならこんな計画のつくりかたにはならない。	本計画では、国のガイドラインを踏まえ、「第1章 子ども・若者や子育てを取り巻く状況」において、施策の進捗状況を指標としてお示し、「第2章 計画の基本的な方針」において、こども基本法と同一の基本理念やこども大綱と同一の基本的な方針等を定めたい。第3章でお示した市の様々な取組・事業を展開してまいります。 また、本計画を土台に、今後、こども基本法に基づく子ども等の意見反映に適切に取り組むとともに、期間の途中において計画の中間見直しを行うなど、本市のこどものみんさんの状況を適宜勘案しながら、時代に即した子ども施策に取り組んでいきます。	原案通り		
40	2	25~26	計画体系のイメージ	計画体系のイメージは、2ページに分割せずに、1ページで一覧にして記載して頂きたい。	該当のページは、冊子としてご覧いただく見開きで一覧としてご覧いただけます。なお、ご意見を踏まえ、ホームページなどでご覧いただく場合も想定し、電子ファイルにおいては1ページで一覧にして記載したものを作成いたします。	修正		
41	2	26	計画体系のイメージ	せめて「項目」にあげていることぐらいは現状の統計数値および目標値を掲げるべき。現状は計画ではなくPDCAサイクルが働かない。	本計画は、期間の途中において計画の中間見直しを行うなど、時代に即した子ども施策に取り組んでいくこととしており、その際の今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り		

高槻市子ども計画(素案) パブリックコメント一覧

NO	章	ページ	項目	意見主旨	市の考え方及び対応	対応結果
42	2	26	計画体系のイメージ	「項目」に、いじめを受けた人への支援を入れたほうがいい。不登校のような教育をちゃんと受けられない人が増えないようにすることも入れたほうがいい。	この「項目」については、子ども大綱に掲げられた「子ども施策に関する重要事項」を踏まえ、設定しています。なお、いじめを受けた人への支援については、「第3章 施策の展開」のP85からの取組・事業でお示ししています。	原案通り
43	3	29～110	第3章 施策の展開(全体)	全般的に現行施策ばかりであり、新規に取り組むものが見当たらない。若者支援に関する施策が少ないので、新規の施策の提案が必要。「若者の健全な居場所づくり」など未成年後見についての相談支援も必要ではないか	本計画では、国のガイドラインを踏まえ、第1章 子ども・若者や子育てを取り巻く状況において、施策の進捗状況を指標としてお示しし、第2章 計画の基本的な方針において、子ども基本法と同一の基本理念や子ども大綱と同一の基本的な方針等を定め、第3章でお示した市の様々な取組・事業を展開してまいります。 また、本計画を土台に、今後、子ども基本法に基づく子ども等の意見反映に適切に取り組むとともに、期間の途中において計画の中間見直しを行うなど、本市の子どものみなさんの状況を適宜勘案しながら、時代に即した子ども施策に取り組んでいきます。	原案通り
44	3	29～110	第3章 施策の展開 2 本市の子ども施策の内容	子ども施策について、多くの取り組みや事業が表形式で示されていますが、具体的には個別の計画を見なければならず、本計画文書を読むだけではほとんど意味がわかりません。計画全体の具体的な方向性や目標、成果指標を明示してください。また、市民に個別計画を参照することを前提としたパブコメ募集の方法を見直し、計画の全体像や重要ポイントを簡潔に提示する資料を提供するように求めます。	本計画は、期間の途中において計画の中間見直しを行うなど、時代に即した子ども施策に取り組んでいくこととしており、その際の今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
45	3	29～31	1-(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	「子ども育成課」は学童事業を運営している課であるため、課の職員や学童の指導員(公立・民間含む)に対して、「子どもの権利」に関する法令や条例についての講習会を実施し、啓発冊子の発行をしてほしいです。 また、学童において、年一回の保護者懇談会の議事録回収だけでなく、「子どもが言いたいことを入れる箱」の設置と、年一回以上の子どもに聞き取りをするアンケートの実施を追加してください。(これは小学生の子どもからの意見です。)もちろん、意見は、学童保育室の印字で明記し、子どもの名前は書かずに提出できる(匿名で言える)形式にしてください。 また、子どもの意見は、当該学童保育室の保護者懇談会で保護者に知らせたり、また、市民からの公開請求によって市民が閲覧できるような制度を整えたりして、子どもの意見を大人が知れるようにしてください。(例えば、年数回、学童ごとに記録の集計を市に提出するなど)	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
46	3	29～31	1-(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	高槻市の子ども関連施策に、子どもの意見をどのように反映していくのか、具体的な対応策を示してほしい。	子ども等の意見反映の実施手法については、次年度以降の本格的な実施に向け、国の資料等を参考に検討のうえ、附属機関の調査審議を経て決定してまいります。	原案通り
47	3	29～31	1-(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	子どもの意見をどのように反映していくのか、具体的な対応策を示してください。		
48	3	29～31	1-(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	「子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有」の中には、「子どもの意見を施策に反映する」体制をつくっていく必要があると思います。高槻市の子ども関連施策に、子どもの意見をどのように取り入れていくのか、具体的な対応策を示してください。例えば、様々な年齢に応じた「子ども会議」を開いて話し、意見を引き出していくなど、具体的な対応策を示してください。		
49	3	29～31	1-(1)-イ 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	また、下位目標 イ と取組・事業の整合性に欠けるものが散見されます。目標に沿った取組・事業を配するよう、見直してください。	計画の内容については、庁内の推進体制や附属機関の調査審議を経て、現行の案としております。また、本計画を土台に、今後、子ども基本法に基づく子ども等の意見反映に適切に取り組むとともに、期間の途中において計画の中間見直しを行うなど、本市の子どものみなさんの状況を適宜勘案しながら、時代に即した子ども施策に取り組んでいきます。	原案通り
50	3	29	1-(1)-ア 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	子どもの権利条約の普及啓発については、行政が主体となる姿勢を明確に示してください。その上で、「民間団体等との連携」の必要性や具体的な意義を説明する記載に修正してください。	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
51	3	29	1-(1)-ア 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	保育園・幼稚園、小学校、中学校、高校と繋がりのある性教育の取り組みを追加してください。		
52	3	29	1-(1)-イ 2 本市の子ども施策の内容・家庭教育の推進	「各学校園のPTAと協働して、家庭教育学習会・人権問題学習会を開催します。」とありますが、PTAが無くなってしまった学校もありますし、まだ存続している所もかなり縮小傾向になっています。そのような状況でどのように学習会を開き、人権について周知されるおつもりでしょうか、具体的に答え下さい。 また、人権問題学習会と称して、スマホの安全な設定方法(これも大切な事ですが)など、人権とは直接関係のない内容で講師を呼び、PTA会費や市の補助金から交通費や講演代をお支払いして学習会を開いている所があります。 これは問題がある事ではと思いますが、高槻市としてどのようにお考えでしょうか。普通に生活していると、基本的な人権について学ぶ機会が本当に無いです。 市で大きな会場でイベントを開いたとしても、皆忙しく、よほど興味を持っている人でないとイベントに参加しないです。参加してみると、お年寄りばかりで、若い人、現役の保護者はほとんど居ない事が多いです。 日々忙しくしている若い世代にとっては、行くか行かないかを考える事も無くスルーしてしまう情報だと思います。なので、地域の園・学校での人権問題学習会に、障害当事者・その家族等を講師としてお招きして、各学校で講演をして頂きたいです。 高槻市には大きな障害者団体もありますし、遠方からお招きする交通費は必要なく、経費も抑えられ、その分講演会の回数を増やせると思います。 また人権問題学習会は、PTAから「各委員ごとに何人、必ず出席して下さい」等の召集がかかった事もあります。このやり方にも賛否両論あると思いますが、普段そういうイベントに行かない層にも届くと思います。	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
53	3	29	1-(1)-イ 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	「各学校園のPTAと協働する」とありますが、すべての学校園にPTA的な組織が存在することを前提としているように読めます。昨今のPTAをめぐる状況を踏まえ、この前提が適切であるかどうかを検討し、存在しない場合の代替案や補足を明記してください。	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
54	3	29	1-(1)-ア・1-(1)-イ 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	目標と、取組・事業との整合性に欠けるものが散見されます。目標に沿った取組・事業に配するよう、見直してください。	計画の内容については、庁内の推進体制や附属機関の調査審議を経て、現行の案としております。また、本計画を土台に、今後、子ども基本法に基づく子ども等の意見反映に適切に取り組むとともに、期間の途中において計画の中間見直しを行うなど、本市の子どものみなさんの状況を適宜勘案しながら、時代に即した子ども施策に取り組んでいきます。	原案通り
55	3	29	1-(1)-イ 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	異年齢学級保育が「子どもの権利に関する理解促進」や「人権教育の推進」とどのように関連しているのか、具体的に説明してください。また、関連性が薄い場合は、計画全体の整合性を考え直す必要があると考えます。	異年齢学級保育を通して、年齢の異なる人と関わることにより、人権の基本となる思いやりの心を育むことができると考えています。ご意見については、今後の計画見直しにあたっての参考とさせていただきます。	原案通り
56	3	30	1-(1)-ウ 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	子どもが悩みをひとりで抱えなくて済むように「もしかしてこまっている?こまっていること、きかせてアンケート」を各小学校、中学校及び高校で実施し、子どもが匿名で(学校名は印刷、クラスは書く欄をつくる。)悩みを書けるようにしてください。 その際、悩みごとの種類として「学校に行くのがこわい」「家に帰るのがこわい」「学校の先生がこわい」「親がこわい」「いやなことをしてくる友だちがいる」「身近な人でこわい人がいる」「その他にいやなことがある」など、不登校や犯罪に巻き込まれそうになっている前兆を察知できる項目を選ぶだけで提出できるようにし、市の連携機関に統計データをあげる仕組みを作してほしい。 高校では、悩みの種類で、「彼氏・彼女がこわい」の欄を追加することで、恋愛DVや性的関係の悩みをすくいあげ、どのような行政支援が必要なのか、把握できるような仕組みがよいと考えます。	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り

高槻市子ども計画(素案) パブリックコメント一覧

NO	章	ページ	項目	意見主旨	市の考え方及び対応	対応結果
57	3	35~37	1-(2)-ア-(イ) 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着	公立学童の保育室の本の数や種類、質についての施策を新しく追加してください。	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
58	3	38	1-(2)-ア-(ウ) 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着	高槻市の子ども施策の内容であるにも関わらず、「全国的な普及啓発を推進する」とはどのようなことか意味がわかりません。国の資料を点検もなく写したということでしょうか。適切な表現に改めるか、あるいは、適切な取組・事業を記載してください。	本計画の構成は、国が策定したことも大綱の各項目に対して、本市が実施する取組・事業を掲げる形式としています。	原案通り
59	3	39	1-(2)-イ-(ア) 子どもまんなかまちづくり	公園課が行う、子どもの遊び場確保のための公園整備について、「ボール遊び」ができる公園を計画的に増やしてください。道具がなく、広い広場だけの区画がある公園を、各小学校区に2、3個はつくってほしいです。	本市の公園については、そのほとんどの状況が、面積が小さいことや民家が近接していることなどから、本格的なボール遊びを行うことは困難と考えています。いただいたご意見につきましては、今後の公園整備の参考とさせていただきます。 なお、見守り付き校庭開放事業では、小学生を対象に放課後等の校庭でボール遊びなど多様な活動を行うことができ、今後対象校を順次拡大していく予定です。	原案通り
60	3	40	1-(2)-イ-(イ) 子どもまんなかまちづくり	「子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化」するための取組・事業として、3世代同居への補助のみが挙げられています。家事動線に配慮し、子どもがいるスペースが死角にならないようにしたり、子どもが勉強できるスペースをつくったり、あるいは、子ども部屋を成長に合わせて仕切れる間取りにするといったリフォームなど、「子育てにやさしい住まい」のあり方について広い視野に立って取組・事業を検討してください	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
61	3	40	1-(2)-イ-(イ) 子どもまんなかまちづくり	三世代ファミリー一定住支援に関連して。この制度自体はよい制度だと思いますが、三世代がみな健康とは限りません。病気、介護などのため三世代同居もあると思います。それを支える制度は充実できているとは思いません。ダブルケアなどを支える制度、重層的支援体制などがより身近に感じられるよう取り組んでほしい。保育園の入園などについても、就労しつつ、介護する家庭もある。そこを加算式でみてほしい。	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
62	3	43	1-(2)-イ-(ウ) 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	43ページ(ウ)再掲の施策しかない 人権・男女共同参画課による事業の立案は考えられないか	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
63	3	44	1-(3)-ア 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	子どもや若者の時からの教育が必要と考えるが、それに該当する施策はないのか	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
64	3	44	1-(3)-ア プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等	「不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け」するためには、予防的な取り組みが必要ですが、取組・事業としては、「妊産婦支援の充実」しか挙げられていません。妊娠したことのある女性しか対象となっていないと思いますが、これはなぜでしょうか。	本市が施策として取り組んでいないものに関するご意見について、今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
65	3	44	1-(3)-ア-(イ) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	高槻市の子ども施策の内容であるにも関わらず、「国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進する」とはどのようなことか意味がわかりません。国の資料を点検もなく写したということでしょうか。適切な表現に改めるか、あるいは、適切な取組・事業を記載してください。	本計画の構成は、国が策定したことも大綱の各項目に対して、本市が実施する取組・事業を掲げる形式としています。	原案通り
66	3	48	1-(4)-ア 教育の支援	家庭学習支援事業の記載がありますが、「学びアップ講座」を指していると思われます。学校外での学習支援にももちろん意味があると考えられますが、現在の方法では、恩恵を受けられる子どもに偏りがあることに加え、参加している子どもたちがここで掲げている貧困家庭の子どもたちとは限りません。この事業だけでなく、すべての子どもが恩恵を受けられるように、学校に予算をつけ、各学校の教員拡充や教育環境の整備を行うようにしてください。	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
67	3	50	1-(4)-ウ 市内にあるワークサポート高槻マザーズコーナーと連携した施策はないのか、産業振興課において女性を対象に就労に向けてのイベントもしているはずである	市内にあるワークサポート高槻マザーズコーナーと連携した施策はないのか、産業振興課において女性を対象に就労に向けてのイベントもしているはずである	ワークサポートたかつき内の「マザーズコーナー」は、仕事と家庭の両立を支援する目的で本市とハローワーク茨木が共同で設置、運営しているもので、子育てをしながら働きたい方や将来出産を考えている方、キャリアを生かせる職場を求めている方など、幅広く就職サポートを実施しています。	原案通り
68	3	52~55	1-(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	学童の支援員が使える「医療ホットライン」を設置してください。 学童の巡回をしながら、医療の知識があるスタッフが環境改善を指導していく制度を整えてください。	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
69	3	55	1-(5)-オ 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	障害のある子どものために、バリアフリー化をはじめとした学校環境の整備は極めて重要です。一方で、学校敷地内の環境整備等については学校が主たる責任を負っていますが、児童生徒の登下校の安全等については各家庭が責任を負うことになっています。通学路の安全の確保や登下校しやすい環境の整備は、障害のある子どもはもとより、全ての子どもにとっても有益な取組となるため、学校だけでなく、学校外の環境も検討に加えてください。	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
70	3	55	1-(5)-オ 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	インクルーシブ教育、という言葉の意味をどのように理解されているか、お答え下さい。 「多様な学びの場として、通常の学級、通級指導教室、支援学級それぞれの環境の整備を進めます。」とありますが、これはインクルーシブ教育の真逆、分離教育の推進です。分離教育は差別を生みます。 「インクルーシブ教育システム」という言葉は、文科省が使っているだけの言葉です。文科省は言葉の意味を正しく理解しておらず、カタカナを並べてそれっぽく見えるようにしているだけに感じてしまいます。そんな文科省が使っている言葉をこの計画ではそのまま使ってしまうので、高槻市にはインクルーシブ教育について正しく理解されている方がいらっしやらないのではないかと、思っています。 恥ずかしいので、インクルーシブ教育にシステムを付けるのはやめて頂きたいです。	本市が進めてきたインクルーシブ教育についてですが、全ての児童生徒が他者と協力し、社会の一員として豊かに生きることを目指し、通常の学級で障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学習する「交流および共同学習」を推進してまいりました。 ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
71	3	55	1-(5)-オ 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	高槻市は『インクルーシブ教育システムの実現』を掲げていますが、この表現は教育環境の整備や特別支援教育の充実にとどまり、インクルーシブ教育そのものの理念を十分に反映していないと感じます。現在の方針では、通常の学級、通級指導教室、支援学級の分離された環境を前提としており、これらを整備することがインクルーシブであるとされています。しかし、インクルーシブ教育とは、教育環境の整備だけでなく、障害の有無に関わらずすべての子どもが共に学び合うことを目指す教育理念そのものを推進するものであるべきです。	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り

高槻市子ども計画(素案) パブリックコメント一覧

NO	章	ページ	項目	意見要旨	市の考え方及び対応	対応結果
72	3	55	1-(5)-イ 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	<p>高槻市が掲げるインクルーシブ教育システムは、国際基準に照らして以下の問題点があります。計画書を改善し、すべての子どもが安心して学べる環境を整えるため、具体的な提案を以下に示します。</p> <p><問題点と改善提案></p> <p>1. 「一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場」の曖昧さ 現行計画書では、「可能な限りともに過ごす環境整備」とされていますが、「可能な限り」という表現が曖昧で、分離教育の余地を残しています。また、「教育的ニーズ」が支援学級への分離を正当化する根拠として使われる恐れがあります。 (改善提案) 「可能な限り」の基準を明確化し、通常学級で学ぶことを基本とする方針を明記。保護者の意向を尊重し、無理な分離を避ける。「教育的ニーズ」を、すべての子どもが通常学級で適切な支援を受けるとい方針に転換。</p> <p>2. 支援学級在籍条件（こちらは計画に記載はありませんが改善を求めます） 「週の半数以上を支援学級に在籍」とする条件が分離教育を促進しています。 (改善提案) この条件を撤廃し、支援学級を補完的支援の場として位置づける。支援学級と通常学級間の行き来を柔軟にするため、連携体制を整備。</p> <p>3. バリアフリー化の範囲が限定的 主に物理的整備に重点が置かれ、心理的・社会的バリアフリーが不足しています。 (改善提案) 教員や支援員の研修を充実させ、障がいへの理解を深める。いじめ防止や偏見解消のための教育プログラムを導入。障がいのある子どもとない子どもが協力して学ぶ機会を増やす。</p> <p>4. 支援員の役割と配置の不足 支援員の具体的な目標数や役割の詳細が明記されていません。 (改善提案) 配置数の目標設定と、必要に応じた増員。 障がい特性に応じた定期的な研修プログラムの実施。 教員や子どもと連携し、柔軟に支援を行える体制整備。</p> <p>5. 保護者や地域社会との連携不足 保護者や地域社会の意見を反映する仕組みが不十分です。 (改善提案) 計画書の作成・見直し時に保護者の意見を積極的に取り入れる。地域全体で子どもたちを支える仕組みを推進。 障がい理解の啓発活動を地域の企業や団体と連携して実施。</p>	<p>本市が進めてきたインクルーシブ教育についてですが、全ての児童生徒が他者と協力し、社会の一員として豊かに生きることを目指し、通常の学級で障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学習する「交流および共同学習」を推進してまいりました。 ご意見については、今度の取組の参考とさせていただきます。</p>	原案通り
73	3	58	1-(6)-ア(7) 児童虐待防止対策等の更なる強化	<p>子ども保健課において特定妊産婦へのサポートもしているはずである。</p>	<p>現在実施している施策も含め、引き続き、取り組んでまいります。</p>	原案通り
74	3	62	1-(7)-イ(7) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	<p>ICT機器を教育に活用することを前提とした方針が出されていますが、ICT機器を子どもが利用することに関しては必要最低限にとどめる方針を出してください。</p>		
75	3	62	1-(7)-イ(7) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	<p>子どもの権利条約では、子どもに関することが決められ、行われる時は、子どもの最善の利益を第一に考えることが原則とされています。詳細は後述しますが、子どもがICT機器を通じてインターネットを利用することは、子どもの最善の利益につながるものではありません。むしろ、子どもの間は、できるだけインターネットに接する機会を減らし、外で・リアルで・他人と接する教育を推進することこそが、子どもの最善の利益となること、さまざまな研究から示されています。この目標の撤廃を求めます。</p>		
76	3	62	1-(7)-イ(7) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	<p>子どもの権利条約では、子どもに関することが決められ、行われる時は、子どもの最善の利益を第一に考えることが原則とされています。詳細は後述しますが、子どもがICT機器を通じてインターネットを利用することは、子どもの最善の利益につながるものではありません。むしろ、子どもの間は、できるだけインターネットに接する機会を減らし、外で・リアルで・他人と接する教育を推進することこそが、子どもの最善の利益となること、さまざまな研究から示されています。この目標の撤廃を求めます。</p>	<p>インターネットが人々の生活に密接に関係している現代では、学習においても子どもがICTを効果的に活用して、自分にあった学習方法で学ぶことができ、時間的・空間的制約を超えて、多様な人々と協働して学ぶことができる可能性の高まりが期待されています。いただいた意見を参考に、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に向けて、将来の新たな技術にも対応した情報モラルを含む情報活用能力を育成できるよう、取り組んでまいります。</p>	原案通り
77	3	62	1-(7)-イ(7) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	<p>子どもの権利条約では、子どもに関することが決められ、行われるときは、子どもの最善の利益を第一に考えることが原則とされています。ICT機器を通じてインターネットを利用することは、子どもの最善の利益につながらないばかりか、脳の健全な発達を妨げるものです。インターネットに接する機会を減らし、外で・リアルで・他人と接する教育を推進することこそが、子どもの最善の利益となること、さまざまな研究から示されています。この目標の撤廃を求めます。</p>		
78	3	62	1-(7)-イ(7) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	<p>子どもが機器を通じてインターネットを利用することが、子どもの最善の利益につながるのか疑問です。簡単に検索でき、情報が得られるものは便利ですが、子どもにとって良いかどうかは判断し兼ねます。子どもの間は、本や辞書、辞典で調べたり、聞いて説明を受けたりする事が大切ではないでしょうか。「安全に安心して…云々」というのは大前提の事です。わざわざ掲げる必要があるのでしょうか。</p>		
79	3	62	1-(7)-イ(7) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	<p>この目標の撤廃を求めます。</p>		
80	3	62	1-(7)-イ(7) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	<p>子どもの発達のために良い環境を整えるのが市や大人の役目です。いい環境にインターネットはふさわしくありません。子どもの発達を阻害するものです。他国や研究でインターネットの害は立証されています。</p>		
81	3	63	1-(7)-ウ(7) 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策	<p>SNSを活用することによって、相談体制を充実させることには一定の理解ができますが、一方で、SNSをはじめとするインターネット利用は子どもの性被害の温床ともなっています。相談体制を充実させたり、周囲の大人の理解を促進するだけでなく、子どもを対象とした性教育について、方針を具体化し、各学校で先生方が安心して性教育に取り組めるよう環境を整えることを追加してください。</p>		
82	3	63	1-(7)-ウ(7) 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策 1-(7)-ウ(1) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備	<p>予期せぬ妊娠や性被害から子どもを守るためには、性に関する適切な知識を子どもにあたえることが不可欠です。関連する「取組・事業」として、学校等での性教育の実施を加えてください。</p>	<p>今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	原案通り
83	3	63	項番 1-(7)-ウ(7) 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策 ・性犯罪・性暴力の防止	<p>外部の専門家を学校へ招き、小中高としっかり性教育を教えるべきだと考えます。そして、なにが暴力にあたるかを教える必要があると思います。 また、暴力をしたらその後どうなるのか、被害にあった際の適切な助けの求め方も伝えて欲しいです。 男女の場を分けてやるべきだと思います。</p>		
84	3	69	2-(1)-イ(7) 子ども誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実	<p>公立保育所を民間に移譲してきたことが記されていないのはなぜか。これ以上の民間移譲は取りやめるべき。</p>	<p>ご意見については、参考とさせていただきます。</p>	原案通り

高槻市子ども計画(素案) パブリックコメント一覧

NO	章	ページ	項目	意見要旨	市の考え方及び対応	対応結果
85	3	72	2-(1)-イ(I) 指導監督・訪問指導等の実施及び教育・保育人材の育成	方針では「保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める」とありますが、取組・事業には「人材育成」に関連することしか書かれていません。人材の確保はどうか、処遇改善や負担軽減はどうか、職員配置基準はどのように改善していくのかといった点について、具体的な施策を記載してください。	人材の確保については、保育士・保育所支援センターにおいて、保育現場で就労していない「潜在保育士」の職場復帰支援や、保育士等への奨学金返済支援事業などにより、保育所人材の確保に努めており、保育士等の処遇改善や配置基準については、国の方針等を踏まえ、適宜、対応しています。ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
86	3	73	2-(2)-ア 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等	子ども・若者、保護者、教育現場、地方公共団体(教育委員会及び首長部局)などのステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、具体的な内容を示してください。	子ども等の意見反映の実施手法については、次年度以降の本格的な実施に向け、国の資料等を参考に検討のうえ、附属機関の調査審議を経て決定してまいります。	原案通り
87	3	73	2-(2)-ア(7) 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等	「各ステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、施策に反映」とありますが、具体的にどのように反映させていくのかが不明です。複数の方策を例示してください。なお、この文章で「地方公共団体」という表現を用いていることには違和感を覚えます。	子ども等の意見反映の実施手法については、次年度以降の本格的な実施に向け、国の資料等を参考に検討のうえ、附属機関の調査審議を経て決定してまいります。また、本計画の構成は、国が策定した子ども大綱の各項目に対して、本市が実施する取組・事業を掲げる形式としています。	原案通り
88	3	73~76	2-(2)-ア(7) 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等	さまざまな取組・事業が列挙されていますが、個別の、さらには全体として、これまでの取組の客観的な評価を行い、その結果を踏まえた適切な施策を検討してください。	本計画では、国のガイドラインを踏まえ、「第1章 子ども・若者や子育てを取り巻く状況」において、施策の進捗状況を指標としてお示しし、「第2章 計画の基本的な方針」において、子ども基本法と同一の基本理念や子ども大綱と同一の基本的な方針等を定め、第3章でお示しした市の様々な取組・事業を展開してまいります。また、本計画を土台に、今後、子ども基本法に基づく子ども等の意見反映に適切に取り組むとともに、期間の途中において計画の中間見直しを行うなど、本市の子どものみなさんの状況を適宜勘案しながら、時代に即した子ども施策に取り組んでいきます。	原案通り
89	3	76	2-(2)-ア(4) ICT機器を活用した教育の充実・推進	教育におけるICT活用の推進が全面に押し出されていますが、ICT機器を子どもが利用することに関しては必要最低限にとどめる方針に修正してください。		原案通り
90	3	76	2-(2)-ア(4) ICT機器を活用した教育の充実・推進	「子どもを地域全体で育む地域とともにある学校づくり」とありますが、既定路線のように進められている義務教育学校になると、校区がいまよりもはるかに広くなります。この校区を物理的に広げるといふ方向性は、「子どもを地域全体で育む」という方針と矛盾していますので、誤解が生じないように詳しく説明してください。	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
91	3	81	2-(2)-イ 居場所づくり	学校に行っていないか、学校の人とかかわりにくかったりする人が行ける居場所がない。例えば、大きい子ども部屋のような居場所が学校の外にほしい。	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
92	3	85	2-(2)-オ いじめ防止	方針において「国公立の全ての学校において」とありますが、高槻市には国立学校は存在していません。適切に修正してください。	本計画の構成は、国が策定した子ども大綱の各項目に対して、本市が実施する取組・事業を掲げる形式としています。	原案通り
93	3	85	2-(2)-オ いじめ防止	学校だけでは無理。人手を増やさないといけない。		原案通り
94	3	85	2-(2)-オ いじめ防止	教育委員会のみで有効に機能しているとは言い難い。機能しているのならメディア上様々な問題が生じるはずがない。児童福祉の施策もきちんと位置づける必要がある。また、教育・福祉両面にかかわる、子ども向けのワンストップの相談体制を作る必要がある。	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
95	3	86	2-(2)-オ(1) いじめ防止	はにたん子ども110番がタブレットに追加されたとき、教育委員会で意見を言う欄がブロックされていた。QRコードなどでアクセスできるようになっているため、学校から配られたタブレットから直接意見を言うことができない。		原案通り
96	3	87	2-(2)-カ 不登校の子どもへの支援	家族支援事業を盛り込むことを提案します ・不登校の子どもへの家族向けに心理相談や教育アドバイスを提供する専門機関の設置 ・家族が情報共有や経験交流を行える親の会(ピアサポートグループ)の運営サポート ・民間の支援団体による家庭訪問 ・保護者向けの講座やワークショップ(不登校への対応方法やストレス管理など)の実施 これらの支援が家族全体の心理的安定を促し、子どもの社会復帰を後押しするものと期待されます。		原案通り
97	3	87	2-(2)-カ 不登校の子どもへの支援	高槻市子ども計画における不登校の子どもへの支援策が非常に少なく、具体性に欠けている点が気になります。不登校は複雑な課題であり、心理的、社会的、福祉的な支援が一体となって提供される必要があります。しかし、現在の計画では、不登校の子どもやその家族が直面する多様なニーズに対応できる支援策が十分に示されていません。		原案通り
98	3	87	2-(2)-カ 不登校の子どもへの支援	教育委員会のみで有効に機能しているとは言い難い。児童福祉の施策もきちんと位置づける必要がある。また、教育・福祉両面にかかわる、子ども向けのワンストップの相談体制を作る必要がある。	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
99	3	87	2-(2)-カ 不登校の子どもへの支援	不登校児の親同士が繋がれるよう、各学校で茶話会等を開いて頂きたいです。		原案通り
100	3	87	2-(2)-カ 不登校の子どもへの支援	① 市主導で、不登校対応(教員や、親用に、不登校の子供が辿る段階と心の状態、対応方法)や居場所(フリースクール等)や相談機関(行政だけでなく、当事者で作る支援団体)を掲載した、ハンドブックを配布し、使い方を指導してほしい。 ② 不登校対応の教員の研修を強化してほしい(当事者の視点を入れた研修) ③ 不登校対応のスタッフの充実をしてほしい(質と量)		原案通り
101	3	87	2-(2)-カ(7) 不登校の子どもへの支援	学校の先生や学校自体が不登校の原因の場合、学校生活の復帰がいいことではない。学校以外で教育を受けられる場所や居場所をもっと身近にたくさんつくってほしい。		原案通り
102	3	87	2-(2)-カ(4) 不登校の子どもへの支援	生徒指導の推進だけではできない。先生を増やすのではなく、カウンセラーやNP0をもっと増やしてほしい。		原案通り
103	3	88	2-(2)-カ(7) 不登校の子どもへの支援	不登校の子どもが意見を直接言える場をつくってほしい。		原案通り
104	3	88	2-(2)-キ 校則の見直し	校則を見直したいと言って代議委員長になったのにとりあてられない。校則の見直しを考えられる場をつくってほしい。		原案通り
105	3	88	2-(2)-キ 校則の見直し	教育委員会のみで有効に機能しているとは言い難い。児童福祉の施策もきちんと位置づける必要がある。また、教育・福祉両面にかかわる、子ども向けのワンストップの相談体制を作る必要がある。	今後の取組の参考とさせていただきます。	原案通り
106	その他	-	その他	計画になっていない。いつまでに何をやるというのがない。そもそも、子ども基本法を守っていない。子どもたちのことを子どもたち抜きで決めている。なぜ来年に子どもの意見を聞くのか。後回しするのか。子どもの意見をもとに中間見直しを必ずやってほしい。 子どもが学校に行っている前提で書かれているのが嫌。アンケートは家で受けられない。被害者の人の意見が通らない。 審議会など子どもに関する会議があることを学校のお知らせなどで教えてほしい。開催時間も放課後のほうがいい。	ご意見を踏まえ、「序章 5 計画策定及び推進に向けて」の項目中の「期間の途中においても必要に応じて計画の中間見直しを行うなど、」を「期間の途中において計画の中間見直しを行うなど、」に修正します。 なお、子ども等の意見反映の実施手法については、次年度以降の本格的な実施に向け、国の資料等を参考に検討のうえ、附属機関の調査審議を経て決定してまいります。また、本計画を土台に、今後、子ども基本法に基づく子ども等の意見反映に適切に取り組むとともに、期間の途中において計画の中間見直しを行うなど、本市の子どものみなさんの状況を適宜勘案しながら、時代に即した子ども施策に取り組んでいきます。	原案通り

高槻市子ども計画(素案) パブリックコメント一覧

NO	章	ページ	項目	意見要旨	市の考え方及び対応	対応結果
107	その他	—	その他	<p>子ども基本法の趣旨に基づき、早急に子どもの意見を聴取する必要がある。その際、アンケートといった平均値を把握する手法は当然のこととして実施すべきだが、それだけでは厳しい状況に置かれた人の声を取り上げることは難しいため、例えばワークショップなどで直接に子ども、支援者、親などの声を聴取する場を複数回設定する必要がある。</p> <p>PDCAサイクルを働かせるための計画となっていない。せめて、26ページの「第2章 計画の体系イメージ」の「項目」にあげていることぐらひは、現状の統計数値および目標値を掲げるべき。</p> <p>学齢期、特にいじめ防止、不登校の子どもへの支援、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止などの施策について、子どもの人権の観点から、児童福祉の施策を位置づけるとともに、教育・福祉両面にかかわる、子ども向けのワンストップの相談体制を作る必要がある。</p> <p>現状提示されている教育委員会の取り組みおよび学校による生徒指導では、権力者が先生側になってしまうため、構造的に子どもの人権を守ることが難しい場面が生じる。包括的な支援体制の整備や重層的体制整備事業など地域共生社会づくりの施策と同様の発想で、子どもの人権を守らなければならない。</p>	<p>本計画では、国のガイドラインを踏まえ、「第1章 子ども・若者や子育てを取り巻く状況」において、施策の進捗状況を指標としてお示し、「第2章 計画の基本的な方針」において、子ども基本法と同一の基本理念や子ども大綱と同一の基本的な方針等を定めたいと、第3章でお示した市の様々な取組・事業を展開してまいります。</p> <p>また、本計画を土台に、今後、子ども基本法に基づく子ども等の意見反映に適切に取り組むとともに、期間の途中において計画の中間見直しを行うなど、本市の子どものみなさんの状況を適宜勘案しながら、時代に即した子ども施策に取り組んでいきます。</p> <p>なお、子ども等の意見反映の実施手法については、次年度以降の本格的な実施に向け、国の資料等を参考に検討のうえ、附属機関の調査審議を経て決定してまいります。</p>	原案通り
108	その他	—	その他	<p>中学校の体育館にエアコンをつけてほしい。部活のときに、暑すぎて活動ができない。</p>	<p>小学校及び中学校の全校の体育館に令和5年度から令和7年度までの3か年でエアコンを整備する計画で取り組んでいるところです。</p> <p>令和5年度は小中合わせて5校に設置が完了しています。令和6年度も小中合わせて27校に設置を進めているところです。</p>	原案通り
109	その他	—	その他	<p>中高生が勉強できる施設が高槻にはない。他市に住む友達は、勉強施設があるそう。高槻市は、図書館も勉強禁止となっている。小寺池図書館は、大きな部屋があるのに、勉強は禁止で大人が新聞を読んでいる。勉強できる施設をつくってほしいのに、どこにも計画がない。作ってください。</p>	<p>図書館では、図書館の資料を使って調べものをするための閲覧席は設けていますが、各施設のスペースが限られていることから、自習室は設置していません。</p> <p>なお、JR高槻駅前のクロスバル高槻6階に青少年の皆さんの自習や交流を目的としてフリースペース(79席)を開放しております。時間は午前9時から午後9時までで、クロスバル高槻の休業日を除き、土・日・祝日もご利用いただけます。</p> <p>ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	原案通り
110	その他	—	その他	<p>各項目ごとに書かなくてはならないのはとても大変です、複合的な話もあります。</p> <p>とてもお伝えしきれないので、住民との意見交換の場をもっと積極的に設けて欲しいです。</p>	<p>子ども等の意見反映の実施手法については、次年度以降の本格的な実施に向け、国の資料等を参考に検討のうえ、附属機関の調査審議を経て決定してまいります。</p>	原案通り
111	その他	—	「高槻市子ども計画(素案)」に、「子どものまち」の活動を盛り込んで頂き、様々な関係機関と連携して取り組んで頂くよう提案します。具体的には、32ページ(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりの中に、もしくは39ページ(仮称)地域共生ステーション整備事業の中のどちらかで盛り込んで頂くのが適当ではないかと思えます。	<p>「子どものまち」とは、一定期間だけ設けられる仮想都市で、子どもたちが自ら運営する仮想のまちで働き、遊びながら社会の仕組みを学びます。昭和56年の国際児童年にドイツ・ミュンヘンで行われた「ミニ・ミュンヘン」が発祥とされています。子どもたちが社会の仕組みを知るきっかけになり、多角的に物事を見られるようになる等の効果が見込まれていて、令和7年現在、全国で約300の活動が確認出来ています。</p> <p>「子どものまち ミニ」と検索すれば色々出てきますが、関西では11箇所(令和6年度 以下URL参照) https://acrobat.adobe.com/id/urn:aaid:sc:AP:1c066d70-7e6c-4457-9462-dad3f0412b1e 大阪府では箕面市と堺市の2箇所、いずれも有志による「実行委員会」形式で実施されているにすぎません。 東京都八王子市が令和6年12月に発表した「子ども・若者育成支援計画(素案)」(以下URL参照) https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/011/001/p034800.html の43ページには、「子どもシティ」などはちびバでの就労体験事業の充実と、あります。(以下URL参照) https://kosodate.city.hachioji.tokyo.jp/soshiki/seishonenwakamonoka/seishonenwakamonoka_jidokantanto/375.html 「高槻市子ども計画(素案)」に照らし合わせてみると、意見項目で示した2つの箇所どちらかで盛り込んで頂くのが適当ではないかと思えます(「理由」で詳しく述べます)。</p> <p>令和6年現在、都道府県単位では「神奈川・愛知・京都・兵庫」が「子どものまち」の取り組みに、何らかの形で具体的に関わっています。</p> <p>京都府では令和6年度から「京都版・ミニ・ミュンヘン」という名称で、福知山市・八幡市の2箇所で開催されました。(以下URL参照) https://www.pref.kyoto.jp/kikaku/kosodate/minimunich.html 兵庫県では令和5年度から「子どものまち兵庫津」という名称で開催されています。(以下URL参照) https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk61/event/kodomonomachi2024.html</p> <p>特徴的なのが「公民連携」という形をとっていて、県と「包括連携協定」を結んでいる様々な企業様の協力を頂いています。例えば、株式会社メットライフ生命様はブースを2つ設けて、1つは「保険業務」を子どもに体験して頂く「お仕事体験コーナー」として、もう1つは子どもがお仕事をしている間に保護者を対象とした「子育て世代の今後に活かせるマネーセミナーを受けて頂くコーナー」として、参加者・企業様がお互いメリットを感じて頂けるような工夫がされています。</p> <p>私は京都府・兵庫県両方の活動を見学し、それぞれの行政担当者とお話をしました。双方とも、とても工夫されていて担当者の「熱意」が感じられ、「行政が関わると、活動に充実・広がりを持つ」と、実感しました。</p> <p>「お仕事体験」が出来る他の類似の取り組みとして「キッズニア」「みらいのたからばこ」「子ども夢の商店街」等があります。高槻市では令和6年8月24・25日に実施された「キッズジョブチャレンジin高槻」(以下URL参照) https://www.takatsuki-kankou.org/info/3095/ が該当すると思われませんが、この「ミニ・ミュンヘン」形式で開催されている「子どものまち」は、ただ仕事を体験するだけでなく「キャリア形成」「自治」なども学べる効果が期待出来ます。また、高槻市議会「行政視察の概要」(以下URL参照)によると、 https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/takatsukishigikai/1086.html 令和6年1月25日～26日に、公明党議員団が「子どもによるまちづくり支援事業(こうち子どもファンド)」について(1月25日 高槻市)を視察されていて、この「こうち子どもファンド」を活用した「とさつタウン(以下URL参照)」が2009年から開催されています。 https://tosacco-town.com/profile/ 視察をされた方に1月9日(木)にお会いして、「(仮称)地域共生ステーション整備事業」の事も含めて、「子どものまち」の活動を高槻市として実施して頂きたいと要望させて頂きました。</p>	<p>今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	原案通り